

陳 情 文 書 表

令和 7 年第 1 回神奈川県議会定例会

令和 7 年 2 月 2 6 日

陳情番号	6 0	付議年月日	7 . 2 . 1 4
件 名	森交番存続について陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
防災警察常任委員会	横浜市磯子区森3－14－36―301 森交番廃止に反対する会 代表（森町内会会長） 五十嵐 文 明 外6人		
1 陳情の要旨 磯子警察署より令和6年11月18日の屏風ヶ浦地区連合町内会定例会の場にて、令和8年3月末日をもって、京浜急行屏風浦駅前の森交番（＊1）を汐見台交番と統合し、森交番は廃止するとの説明がありました。 この計画を見直していただき、森交番を存続していただきたく、お願い申し上げます。 （＊1）森交番の所在地は、横浜市磯子区森3-18-8です。 2 陳情の理由 屏風浦駅は、毎日約1万5千人（＊2）が利用しています。駅周辺には、スーパーマーケット、保育園、小学校、中学校、高等学校などがあり、駅前にある交番は、街の安全・安心の要となっております。 駅前の常時そこにある交番の存在は、治安維持にとってかけがえのないものであります。 磯子警察署の説明では、この計画を令和7年2月に公表するとのことでした。住民にとって重要な交番の統廃合が、あまりにも唐突に進められていると感じました。急いで7人の有志が「森交番廃止に反対する会」を立ち上げて、署名活動を始めました。あわただしい年末年始を挟んだ中での署名活動でしたが、令和7年2月14日現在で4, 565筆の署名が集まっております。 住民からの反響が続いており、今後も署名は増えるものと推察します。森交番の存続は多数の住民の方々の切なる願いであります。 よって、ここに森交番の存続を陳情するものであります。 （＊2）出典は、横浜市のホームページです。			

陳情番号	6 1	付議年月日	7 . 2 . 1 9
件 名	防災警察常任委員会に関する陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
防災警察常任委員会	平塚市見附町 1 2 の 6 須 藤 信 男		
1、陳情の要旨、 6 年10月 8 日に陳情しました、委員はこの件についてどう対応したのか、又、警察幹部、及び本部長はどう対応したのか、答えていただきたい。 この件に関して、委員は質問して下さい。			

陳情番号	6 2	付議年月日	7 . 2 . 2 0
件 名	神奈川県民ホール早期再建について陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
文化スポーツ観光常任委員会	横浜市鶴見区鶴見中央4-29-17 第10下川ビル303 「神奈川県民ホールを守る会」 一般社団法人神奈川県芸術舞踊協会 会長 鈴木 和 子 外937人		
1 陳情の要旨 神奈川県民ホール施設の再建にあたり、開館当初より同ホールにて芸術文化活動をたゆまず重ねて参りました当協会は、一民間として早期に再建する事を強く望みます。また再建に伴い、高齢化社会をはじめとする時代に見合った最先端のバリアフリー建設化を強く望みます。 2 陳情の理由 神奈川県民ホールは設立からの50年間、神奈川県民を始め広く日本の芸術文化を牽引するための施設として重要で大きな役割を担ってきました。 この施設が長期に渡り休止に追い込まれる、または施設を失う事は、日本の文化芸術の大きな衰退の危機と考えます。 これからの日本の文化芸術は、首都圏を中心に発展するにとどまらず、地方においても首都圏と同レベルで発展をしていく必要があると考えます。 神奈川県民ホールが、規模を縮小することなく、より時代に合った芸術文化推進の最新鋭の施設として、また神奈川県民をはじめとする、将来を担う子供たちの豊かな情操教育の場として一日も早く再建する事を望みます。 この件について、電子署名による4,961名の同意を得ました。			

陳情番号	6 3	付議年月日	7 . 2 . 2 1
件 名	消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正の検討の場を設けることを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
防災警察常任委員会	横浜市中区日本大通 9 番地 神奈川県弁護士会 会長 岩 田 武 司		
第 1 陳情の趣旨（要旨） 神奈川県議会が、国会及び政府に対し、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するために、特定商取引法の抜本的改正の検討の場を設けることを求める意見書を提出することを採択していただくよう陳情いたします。 第 2 陳情の理由 1 特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）は、訪問販売等消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、事業者による不公正な勧誘行為等の取り締まり等を行う法律です。 これまで同法は、幾度も改正が繰り返されてきましたが、2016年の法改正の附則第6条に、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とのいわゆる5年後見直しが定められました。 そして、同改正法の施行が2017年12月1日であることから、2022年12月1日に5年が経過しました。 2(1) 2024年版消費者白書（以下「白書」という。）によると、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談は90.9万件であり、ここ15年ほど高止まりが続いている状況です。そのうち、特定商取引法の対象取引分野に関する相談は全体の55.4%という高い比率を占めています。また、全体の契約購入金額総額が4,163億円、既支払額総額は1,762億円です。 世代全体で見ると、インターネット通販に関する相談が29.9%と最多となっており、2020年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景に増加したインターネット通販における相談割合が増加しています。現行法上、通信販売にはクーリング・オフ規定がなく、また、消費者が申込みを行った際のインターネットの広告画面を保存しておらず、業者も随時画面を変更するため、申込時の業者の広告の違法性の立証ができないことから、契約の解除が困難となるなどの問題が発生しています。			

(2) 特に高齢者（65歳以上）の消費生活相談は全体の30.5%を、高齢者の契約購入金額総額は1,069億円と全体の25.7%を、既支払額総額は543億円と全体の30.8%を占めています。

そして、高齢者の相談では特定商取引法の対象取引分野のうち2023年の訪問販売の割合が60歳代で6.8%、70歳代で10.8%、80歳以上で19.7%、同年の電話勧誘販売の割合が60歳代で5.0%、70歳代で6.8%、80歳以上で8.3%であり、年齢が上がるほどに割合が増加しています。また、認知症等的高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が45.4%と圧倒的多数を占めており、判断力の衰えた高齢者が悪質商法のターゲットにされていることがうかがわれます。さらに、高齢者のインターネット通販の相談割合が21.9%となり、年々増加しています。

(3) また、20歳代においては、マルチ取引につき1.6%と他の年代に比べて高い比率を示しており（なお、相談件数全体に占める割合は0.6%であります）、今後は2022年4月の成年年齢引下げに伴う被害の増加が心配されます。

(4) 以上により、2016年改正後も特定商取引法の対象取引分野における消費者相談は高止まりを示しており、現行法では被害の防止、救済ができていません。

そのため、高齢者、20歳代に限らず、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するためには、この5年後見直しを機に、特定商取引法の抜本的改正の検討がなされることが急務となっています。

ただ、現状、国は特定商取引法の抜本的改正の検討すら行っていない。

3 以上の理由により、消費者被害を防止、救済し、消費者の安心安全な生活を確保するため、特定商取引法の抜本的改正の検討の場を設けることを求める意見の発出を貴会に陳情いたします。

以上

陳情番号	6 4	付議年月日	7 . 2 . 2 1
件 名	地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
防災警察常任委員会	横浜市中区日本大通 9 番地 神奈川県弁護士会 会長 岩 田 武 司		
第 1 陳情の趣旨			
国民生活の安心安全を担っている地方消費者行政が安定的に遂行されるよう、「地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める」旨の意見書を、貴議会より、内閣総理大臣、内閣府特命大臣、財務大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長に提出することを採択していただくよう陳情いたします。			
第 2 陳情の理由			
消費者庁の令和 6 年版消費者白書によれば、令和 5 年度の全国の消費生活相談件数は約 9 0 . 9 万件であって前年度よりも 3 万件以上増加した。同白書による消費者被害・トラブル額の推計値は約 1 0 . 6 兆円であり、前年度よりも 2 兆円以上増加している。また、先頃、神奈川県が発表した「令和 4 年度神奈川県内における消費生活相談概要」によれば、同年度に神奈川県内の消費生活相談窓口で受け付けた消費生活相談総件数（「苦情」と「問い合わせ」の合計）は 6 万 4 1 4 3 件と高水準であり、このうち苦情相談は 5 万 9 6 6 1 件で前年度（5 万 5 2 2 9 件）と比べ 8 % 増加している。 このように消費者被害は後を絶たず、依然として深刻な状況である。これらの消費者被害を救済し、被害を未然に防止するためには、相談体制の確保や消費者教育・啓発、地域での連携といった地方消費者行政の充実・強化がより一層図られなければならない。そのためには、地方消費者行政にかかる経費について、将来に渡り、継続して国が担っていくことが不可欠である。 しかしながら、国が地方消費者行政に対して措置する交付金の予算額は消費者庁創設時に比べ大幅に減額されている。さらに、以下のとおり、地方消費者行政を安定的に推進するための財源となり得ていない。 まず、平成 2 6 年に開始された地方消費者行政推進交付金は、消費生活相談員の人件費にも充てることができ、長い間地方の相談体制を下支えしていた。しかし、令和 6 年度末及び令和 7 年度末に多くの自治体で活用期限の終期を迎えることにより、消費生活相談員の減員や相談窓口開設日の減少等を余儀なくされる懸念がある。そして、従前の相談体制を維持しようとする場合、消費者教育・啓発等に充てていた予算を相談体制に関する予算に充てる必要がある。よって、消費者行政全体としての後退が不可避となる。			

神奈川県下の自治体における一人あたり消費者行政予算は、自主財源でみると令和４年度で１９．６３円～１５４円と約８倍もの差が生じており、とりわけ規模の小さい自治体の厳しい財源事情が窺え、同交付金の活用ができなくなった後には、この格差がさらに広がると見込まれる。なお、平成３０年に開始された地方消費者行政強化交付金は、活用メニューの制限や補助率の定め等によって活用が広まっておらず、神奈川県下でも活用している自治体は半数に満たない。活用金額も年々減少しており、消費者行政を推進する財源としては不十分である。

また、近年問題となっているのが、相談員の高齢化と、新規・若手の成り手が少ないことによる担い手不足の深刻化であり、背景には専門性が高い業種に見合う処遇が確保されていないことがある。消費生活相談の最前線に対応している消費生活相談員が安定的に業務を継続できるよう処遇の改善が必要であるとともに、それにかかる制度設計と国による予算措置が必要である。

さらに、消費者庁は、消費生活相談のデジタル化を利用したサービス向上への体制再構築を推進するとして、全国消費生活情報ネットワークシステム（ＰＩＯ－ＮＥＴ）を刷新し、消費者向けウェブサイトや相談支援システム、相談分析、情報提供システムなどシステム基盤の整備を行うという計画を進めているが、新システムの導入に必要な端末（パソコン）の設備費用や、システム利用に係る経常的経費（通信費、保守費など）も地方自治体の負担となる。国が進める消費生活相談のデジタル化にかかる予算は、本来国の責任で措置すべきである。

そこで、国に対し、次のことを強く要請する。

- 1 地方自治体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善にかかる制度設計と必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談のデジタル化にかかる予算を国の責任で措置すること。

以上の理由から、地方自治法第９９条の規定により、貴議会の意見書を政府等に提出していただきたく陳情します。

以上

陳情番号	6 5	付議年月日	7 . 2 . 2 1	
件 名	行政改革と地方税減税の実現を求める陳情			
付 議 委 員 会	陳 情 者			
総務政策常任委員会	横浜市金沢区泥亀 1－2 8－E 6 0 7 幸福実現党 神奈川県本部 統括支部代表 壹 岐 愛 子			
要旨 一、国民負担率の高い現状を鑑み、知事の在任期間中に、新たな地方税の導入は行わないことを表明すること。 一、徹底したムダの排除と効率化を図ること。 一、地方税の減税を検討すること。 理由 現在、依然と続く物価高の中、国民の生活は圧迫されています。また、令和 6 年度の国民負担率の見通しは45.1%、財政赤字を加えた潜在的な国民負担率は50.9%となる見通しであり、税や社会保険料の負担も国民に重くのしかかっています。政府はこれまで「景気対策」等と称して度重なるバラマキ政策を行ってきました。その結果増税を招き、国力を低下させて、国民に大きな負担を強いることになっています。幸福実現党は、地方自治体に対し、国民負担率を低減させる政策の実現を強く求めます。 例えば、地方税においても昨年 6 月から月1,000円の森林環境税の徴収が始まりましたが、これは東日本大震災後に導入され、徴収期間が終わった月1,000円の復興特別税が住民税に変わって導入されたものの、適切な使い道のない自治体も多いのが現状です。また現在、ホテルや旅館に宿泊した際に宿泊料に上乗せして徴収する宿泊税を徴収する自治体も徐々に増えているものの、国民負担率の地方税分は9.9%と決して小さくはなく、こうした安易な地方税の導入は厳に慎むべきであり、少なくとも必要な予算は既存の一般会計予算の枠組みから捻出すべきです。そのためには、事業の評価を徹底して行い、行政改革を進め、優先順位の低い事業を削減していく必要があります。 また、「年収の壁」の引き上げによって地方の財源が減少する可能性などが問題視されていますが、そもそも国民負担率は既に非常に高い水準に達しており、早急にこれを軽減すべきです。国民世論もその方向で高まりを見せています。そして、税や社会保険料の負担を減らして手取りを増やすためには、「小さな政府、安い税金」を実現するべきです。無駄づかい、バラマキ政策をやめるのは当然のこと、無駄な規制は撤廃し、行政効率を上げるとともに、行政改革を徹底的に行い、同時に、簡素で税率の低い税制に変えていくことが重要と考えます。 さらに、実際に市民税を減税した名古屋市の例から考えても、減税をすると単純に税収が減少すると考えることも問題であり、景気浮揚効果による税収増の効果も見極めるべきです。地元地域発展の実現のため、地方税減税の実現を目指すべきだと考えます。 どうか、地方自治体は共産主義、社会主義、福祉主義の理想を追うのではなく、国民を愛し、信頼し、国民の自助努力の繁栄が道を拓く政策を実現することを心より願います。				

陳情番号	6 6 - 1	付議年月日	7 . 2 . 2 1
件 名	「県立中井やまゆり園」外部アドバイザー体制の是正などを求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	大和市深見台 1 - 5 - 2 1 これからの県立施設を考える会 安 西 弘		
I 陳情の要旨 県立中井やまゆり園「改革」の進捗状況や地方独立行政法人化のあり方につきまして、昨年も県議会で論議され、厚生常任委員会では関連資料提供が要請されました。令和 7 年 1 月 24 日の厚生常任委員会において、「中井やまゆり園全職員向けアンケート結果」のうち、「自由記載欄」（令和 5・6 年度）がようやく提出されましたが、そこには現場職員の切実な声が溢れていました。 外部アドバイザーによるパワハラ、園運営における園管理職の不適切対応、現場職員の意欲喪失と辞職傾向、時間外勤務の激増、医療的業務の困難さ、新たな法人化への不安などです。このような職員の人権を無視する不正常な職場実態が早急に解決されることを願い、次の 3 点の陳情を提出させていただきます。 ご審議をよろしくお願いいたします。 1. 総務局は早急に「パワハラ」認定を行うこと。福祉子どもみらい局は該当するアドバイザーの交代と常駐体制の見直しにより、園運営を正常化させること。 2. 労働基準法違反の時間外勤務を解消すること。 3. 医療・健康管理問題の責任を現場職員だけに転嫁せず、医務課体制を含めた施設運営を県の責任として抜本的に改善すること。 II 陳情の理由 令和 7 年 1 月 7 日の年頭記者会見において、知事から「ともに生きる社会」を作るために、インクルーシブ教育を主とした「ごちゃまぜ社会」が良いと考え、「ごちゃまぜ宣言」をするとの話がありました。しかし、「ごちゃまぜ」という言葉は意味内容が不明瞭であり、県の基本政策を伝える用語としても適切ではないと考えます。必要なのは、今の混迷する事態を「ごちゃまぜ」にしないで客観的に整理した上で、適切に改善していくことです。 1. 現場職員を疲弊させて退職に追い込むようなアドバイザーは失格です。 県が提出した資料の中には、例えば、次のような記述がありました。「あなた達のやっていることは■■と一緒だ、あなたたちの議論を聞いて■■はきっと喜んでいますよ」、「中井はあと何人殺せば気が済むのか」、「あなたはこの仕事に向いていないよ、県職員を辞めれば」、「研修に集まった職員に対して怒鳴る」、「今までの支援方法を全否定する」、「職員の話を受けない、認めようとしない」、「利用者の機能低下や病気も支援の仕方が原因だと言う」、「吐き気が続いた利用者クリニックで処方された吐気止めを服用させたところ、和歌山ヒ素事件で吐気止めを服用した人は全員亡くなっている」等々です。 また、カンファレンスにおいて、叱責はされるが具体的な支援策の参考となるような提案はなく、現状では実施が難しい内容であっても、実施できないと再度の叱責となったり、アドバイスといっても、大声や強い口調で相手を委縮させるような言葉が多く聞かれるとのこと。カンファレンスの場には、園上席者も同席しているが、現場職員がダメ出しをされ怒られているのに、誰も何も言わずにいる、との記述もありました。職員の人格を踏みにじり、改革の意欲を潰し、職場の風通しを阻害しています。 長期に及ぶ異常な職場環境の中で、中途退職・転出・転入・新規採用が二桁で続き、欠員は今も埋まらず、一部を本庁からの交替応援で凌ぎ、36 協定違反の超過勤務も常態化しています。地方独立行政法人化後に働きたいという職員は 2 割にも及びませんでした。この 1 月に実施された全福祉職を対象にした法人化に関する説明会では、意向打診の前倒しともいえるべき「新法人で働きたいか」というアンケート調査も急遽行われました。令和 7 年第 1 回定例会では「県立福祉機構」の定款（案）も審議されますが、設立の現実的な可能性は未だに不透明です。早急に			

園運営の立て直しが不可欠であり、そのためには外部アドバイザー体制の仕切り直しが肝要です。

知事や県に認められているという立場上の優位性を背景に、利用者に対する心理的虐待に相当する精神的苦痛を職員に与え、就業環境を害していることは、明らかに「業務の適正な範囲」を逸脱しているパワハラ行為です。医療・健康管理の問題があることを理由に知事と県幹部はアドバイザーを擁護していますが、だからといって決して許される行為ではありません。それなのに、福祉子どもみらい局は、直接アドバイザーに聞き取ることもせずに総務局に下駄を預け、県が意図するような「改革」を進めることができていないとして、現場の職員に責任を転嫁しているのです。

総務局は直ぐに調査結果を公表し、処分措置を行ってください。また、福祉子どもみらい局は、該当するアドバイザーを解雇するとともに常駐体制を止めて、民間施設等からの適切な助言指導を必要に応じて随時受ける体制に切り替え、園幹部職員の管理運営責任を明確にさせて、中井やまゆり園を一日も早くに正常化させてください。

2. 超過勤務が蔓延し、小田原労働基準監督署からは是正勧告が出されています。

令和7年1月24日の厚生常任委員会では、資料として「中井やまゆり園の過去5年度分の時間外勤務について」も提出されました。

その際に、労基法による是正勧告は昨年12月9日付けだったと県は説明していましたが、その事実を12月の厚生常任委員会で隠していたのは何故でしょうか。しかも、中井やまゆり園の現場職員に対しても公表せず、1月24日まで伝えなかったのは欺瞞と怠慢としか言えません。

この資料によれば、月に45時間以上の時間外勤務をした人数（いずれも11月末まで：令和6年度が11月まで資料のため）は「令和2年度は2人、同3年度は2人、同4年度は19人、同5年度は25人、同6年度は58人」となっています。また、月に31～45時間の人数（いずれも11月末まで）は、それぞれ「36人、27人、48人、98人、130人」となっていて、直近になるほど激増しています。

この原因は明らかに、外部アドバイザーの一方向的指示による業務量の増加であり、特に通常の利用者支援業務以外に「綿密な記録」や「カンファレンス資料作り」の過重な業務実態があったためです。さらには、1. に述べた職員不足が重なったためです。

この違法な労働実態を改善し、必要な職員を配置することは神奈川県に課された法的な義務です。早急に適切な労働環境にしてください。

3. 医療や健康管理向上のためには、必要な医師や看護師配置などの体制整備が不可欠です。

知事や県幹部が、「アドバイザーのパワハラを容認するわけではない」が、「それ以上に利用者の命に関わる重大な問題があった」と答弁しているように、医療・健康管理の問題は「虐待だけでなく、医療の空白という新たな問題が見つかった」という形で、中井やまゆり園の現場批判を続けるために利用されている側面もあると私たちは受けとめています。例えば、「救急車を呼ぶのに県庁の許可が必要」など、現場から見て明らかに誤った情報が事実としてまかり通っているのに、県が何も訂正しようとししないのは何故なのでしょう。アドバイザーの指摘も「長時間の居室施錠のなかで利用者との関わりもなく、健康状態を把握できていない」というように、職員の支援の拙さへ短絡的に結び付けています。

黒岩知事は2011年から14年間にわたって神奈川県の知事を務め、今の神奈川県政を作り、運営してきた当事者であり、最高責任者として職員人事も職場運営もすべて最終的に決定してきたのです。その知事が、「神奈川県立」中井やまゆり園において「医療の空白」や「利用者の命に関わる重大な問題」があったと、初めてその事実を知ったかのように、また部外者のように、支援する現場を非難しました。事故や不祥事が起きた時に、その全ての責任を現場職員に転嫁する姿勢と手法は理解できません。人としての倫理観・道義心を疑います。

この問題は次のように整理して改善すべきです。第一に、どこまでが客観的な事実なのか、第二に、他の施設と比較して中井やまゆり園職員の資質が低いためのなのか、或いは障害ゆえに適切な医療看護を受けることが難しいという各施設共通の課題なのか、第三に、個々の職員だけでなく、医務課を含めた園運営体制に問題がないのかということです。これを「ごちゃまぜ」にはなりません。

当該の医務課は、黒岩県政の間に体制を縮小され、非常勤医師と、常勤3名・臨時任用1名・非常勤1名の看護師体制で、早出・遅出・通院・非常時対応も含めて利用者の健康管理を必死に担ってきました。アドバイザーからの理不尽な業務指示に耐えきれず辞めていった方もいます。

この困難な体制に改悪し、それを放置してきた責任者は、まぎれもなく黒岩知事です。この経過を反省した上で、知事がイメージするような医療・健康管理を実現できる運営体制を早急に整備してください。利用者の命に関わる重大問題です。常勤医師の配置と、超過勤務なしで365日に対応できる看護体制を実現してください。

陳情番号	6 6 - 2	付議年月日	7 . 2 . 2 1
件 名	「県立中井やまゆり園」外部アドバイザー体制の是正などを求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
厚生常任委員会	大和市深見台1-5-21 これからの県立施設を考える会 安 西 弘		
I 陳情の要旨 県立中井やまゆり園「改革」の進捗状況や地方独立行政法人化のあり方につきまして、昨年も県議会で論議され、厚生常任委員会では関連資料提供が要請されました。令和7年1月24日の厚生常任委員会において、「中井やまゆり園全職員向けアンケート結果」のうち、「自由記載欄」（令和5・6年度）がようやく提出されましたが、そこには現場職員の切実な声が溢れていました。 外部アドバイザーによるパワハラ、園運営における園管理職の不適切対応、現場職員の意欲喪失と辞職傾向、時間外勤務の激増、医療的業務の困難さ、新たな法人化への不安などです。このような職員の人権を無視する不正常な職場実態が早急に解決されることを願い、次の3点の陳情を提出させていただきます。 ご審議をよろしくお願いいたします。			
<u>1. 総務局は早急に「パワハラ」認定を行うこと。福祉子どもみらい局は該当するアドバイザーの交代と常駐体制の見直しにより、園運営を正常化させること。</u>			
<u>2. 労働基準法違反の時間外勤務を解消すること。</u>			
<u>3. 医療・健康管理問題の責任を現場職員だけに転嫁せず、医務課体制を含めた施設運営を県の責任として抜本的に改善すること。</u>			
II 陳情の理由 令和7年1月7日の年頭記者会見において、知事から「ともに生きる社会」を作るために、インクルーシブ教育を主とした「ごちゃまぜ社会」が良いと考え、「ごちゃまぜ宣言」をするとの話がありました。しかし、「ごちゃまぜ」という言葉は意味内容が不明瞭であり、県の基本政策を伝える用語としても適切ではないと考えます。必要なのは、今の混迷する事態を「ごちゃまぜ」にしないで客観的に整理した上で、適切に改善していくことです。			
1. 現場職員を疲弊させて退職に追い込むようなアドバイザーは失格です。 県が提出した資料の中には、例えば、次のような記述がありました。「あなた達のやっていることは■■と一緒だ、あなたたちの議論を聞いて■■はきっと喜んでいきますよ」、「中井はあと何人殺せば気が済むのか」、「あなたはこの仕事に向いていないよ、県職員を辞めれば」、「研修に集まった職員に対して怒鳴る」、「今までの支援方法を全否定する」、「職員の話を受けない、認めようとしない」、「利用者の機能低下や病気も支援の仕方が原因だと言う」、「吐き気が続いた利用者クリニックで処方された吐気止めを服用させたところ、和歌山ヒ素事件で吐気止めを服用した人は全員亡くなっている」等々です。 また、カンファレンスにおいて、叱責はされるが具体的な支援策の参考となるような提案はなく、現状では実施が難しい内容であっても、実施できないと再度の叱責となったり、アドバイスといっても、大声や強い口調で相手を委縮させるような言葉が多く聞かれるとのこと。カンファレンスの場には、園上席者も同席しているが、現場職員がダメ出しをされ怒られているのに、誰も何も言わずにいる、との記述もありました。職員の人格を踏みにじり、改革の意欲を潰し、職場の風通しを阻害しています。			
長期に及ぶ異常な職場環境の中で、中途退職・転出・転入・新規採用が二桁で続き、欠員は今も埋まらず、一部を本庁からの交替応援で凌ぎ、36協定違反の超過勤務も常態化しています。地方独立行政法人化後に働きたいという職員は2割にも及びませんでした。この1月に実施された全福祉職を対象にした法人化に関する説明会では、意向打診の前倒しともいえるべき「新法人で働きたいか」というアンケート調査も急遽行われました。令和7年第1回定例会では「県立福祉機構」の定款（案）も審議されますが、設立の現実的な可能性は未だに不透明です。早急に			

園運営の立て直しが不可欠であり、そのためには外部アドバイザー体制の仕切り直しが肝要です。

知事や県に認められているという立場上の優位性を背景に、利用者に対する心理的虐待に相当する精神的苦痛を職員に与え、就業環境を害していることは、明らかに「業務の適正な範囲」を逸脱しているパワハラ行為です。医療・健康管理の問題があることを理由に知事と県幹部はアドバイザーを擁護していますが、だからといって決して許される行為ではありません。それなのに、福祉子どもみらい局は、直接アドバイザーに聞き取ることもせず総務局に下駄を預け、県が意図するような「改革」を進めることができていないとして、現場の職員に責任を転嫁しているのです。

総務局は直ぐに調査結果を公表し、処分措置を行ってください。また、福祉子どもみらい局は、該当するアドバイザーを解雇するとともに常駐体制を止めて、民間施設等からの適切な助言指導を必要に応じて随時受ける体制に切り替え、園幹部職員の管理運営責任を明確にさせて、中井やまゆり園を一日も早くに正常化させてください。

2. 超過勤務が蔓延し、小田原労働基準監督署からは是正勧告が出されています。

令和7年1月24日の厚生常任委員会では、資料として「中井やまゆり園の過去5年度分の時間外勤務について」も提出されました。

その際に、労基法による是正勧告は昨年12月9日付けだったと県は説明していましたが、その事実を12月の厚生常任委員会で隠していたのは何故でしょうか。しかも、中井やまゆり園の現場職員に対しても公表せず、1月24日まで伝えなかったのは欺瞞と怠慢としか言えません。

この資料によれば、月に45時間以上の時間外勤務をした人数（いずれも11月末まで：令和6年度が11月まで資料のため）は「令和2年度は2人、同3年度は2人、同4年度は19人、同5年度は25人、同6年度は58人」となっています。また、月に31～45時間の人数（いずれも11月末まで）は、それぞれ「36人、27人、48人、98人、130人」となっていて、直近になるほど激増しています。

この原因は明らかに、外部アドバイザーの一方向的指示による業務量の増加であり、特に通常の利用者支援業務以外に「綿密な記録」や「カンファレンス資料作り」の過重な業務実態があったためです。さらには、1. に述べた職員不足が重なったためです。

この違法な労働実態を改善し、必要な職員を配置することは神奈川県に課された法的な義務です。早急に適切な労働環境にしてください。

3. 医療や健康管理向上のためには、必要な医師や看護師配置などの体制整備が不可欠です。

知事や県幹部が、「アドバイザーのパワハラを容認するわけではない」が、「それ以上に利用者の命に関わる重大な問題があった」と答弁しているように、医療・健康管理の問題は「虐待だけでなく、医療の空白という新たな問題が見つかった」という形で、中井やまゆり園の現場批判を続けるために利用されている側面もあると私たちは受けとめています。例えば、「救急車を呼ぶのに県庁の許可が必要」など、現場から見て明らかに誤った情報が事実としてまかり通っているのに、県が何も訂正しようとししないのは何故なのでしょう。アドバイザーの指摘も「長時間の居室施錠のなかで利用者との関わりもなく、健康状態を把握できていない」というように、職員の支援の拙さへ短絡的に結び付けています。

黒岩知事は2011年から14年間にわたって神奈川県の知事を務め、今の神奈川県政を作り、運営してきた当事者であり、最高責任者として職員人事も職場運営もすべて最終的に決定してきたのです。その知事が、「神奈川県立」中井やまゆり園において「医療の空白」や「利用者の命に関わる重大な問題」があったと、初めてその事実を知ったかのように、また部外者のように、支援する現場を非難しました。事故や不祥事が起きた時に、その全ての責任を現場職員に転嫁する姿勢と手法は理解できません。人としての倫理観・道義心を疑います。

この問題は次のように整理して改善すべきです。第一に、どこまでが客観的な事実なのか、第二に、他の施設と比較して中井やまゆり園職員の資質が低いためのなのか、或いは障害ゆえに適切な医療看護を受けることが難しいという各施設共通の課題なのか、第三に、個々の職員だけでなく、医務課を含めた園運営体制に問題がないのかということです。これを「ごちゃまぜ」にはなりません。

当該の医務課は、黒岩県政の間に体制を縮小され、非常勤医師と、常勤3名・臨時任用1名・非常勤1名の看護師体制で、早出・遅出・通院・非常時対応も含めて利用者の健康管理を必死に担ってきました。アドバイザーからの理不尽な業務指示に耐えきれず辞めていった方もいます。

この困難な体制に改悪し、それを放置してきた責任者は、まぎれもなく黒岩知事です。この経過を反省した上で、知事がイメージするような医療・健康管理を実現できる運営体制を早急に整備してください。利用者の命に関わる重大問題です。常勤医師の配置と、超過勤務なしで365日に対応できる看護体制を実現してください。

陳情番号	67	付議年月日	7 . 2 . 21
件名	黒岩祐治知事へ辞職勧告の議決を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市港北区綱島東5-22-22 倉田謙外2人		
1、陳情の要旨			
黒岩祐治知事に対して速やかに辞職勧告する議決を行うこと。			
2、陳情の理由			
(1) 黒岩氏はフジテレビのニュースキャスターから神奈川県知事に転身後も、県民に知られなければと3期の長期に渡り『性加害』について県民を欺いていたことが、2023年の県知事選の期日前投票が終盤に差し掛かった頃に所謂文春砲が炸裂（アダルトビデオを女性に購入させ、毎回2万円を支払い女性を陵辱）し、破廉恥で人権侵害の実態が明らかになりました。			
(2) 同記事を受けて黒岩氏は知事になってからは天地神明に誓って不倫はしていないと釈明しましたが、週間文春2023年4月20日号はそれが真っ赤な嘘であることを暴露しました。			
(3) 新聞報道・テレビ等でタレントの中居さんが『性加害』で業界から去ることになり、フジテレビの経営陣も『性加害』の認識についてお粗末な対応を糾弾され退陣しました。			
(4) 黒岩氏が中居さんやフジテレビの対応について、マスコミの取材を受けた様子をテレビで視聴した人々から『性加害の張本人がよく云うよ』と批判が直ちにSNSで拡散されました。			
(5) 大阪地裁は2024年11月永野岸和田市長が『公人』であるとともに配偶者を有する身であることも考慮すると、性的関係を持つことはよくよく自制すべきであったとの非難を免れることはできないとの所見を示しました。そしてご承知のように2025年2月17日の岸和田市議会で再度不信任が可決され永野氏は失職しています。			
(6) 黒岩氏が性加害の張本人であることを本人も認めており、中居さんやフジテレビの経営陣が退陣しているのに何故黒岩氏は知事の椅子を汚し続けているのか？本来黒岩氏は自ら辞職すべきです、県民は黒岩氏の政治倫理を疑っています。厳しい指摘として県政として始まって以来の『県民の恥じ晒し』であるとの糾弾もされています。			

- (7) 県議の皆様は性加害は人権侵害であることを承知されていますのに、岸和田市議会同様な行動を起こさないのですか？裁判官もシッカリと所見を示しています。性加害・人権侵害を容認しないと県議会としての見識を示して戴きたい、黒岩氏に対して辞職勧告を議決するよう求めます。

以上